

地方分権改革推進計画について

平成21年12月15日
農 林 水 産 省

1 概要

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告の義務付け・枠付けの見直し（地方要望分）など（※）について、政府の対応方針を取りまとめた地方分権改革推進計画を本日閣議決定。

（※ 「義務付け・枠付け」とは、法令で地方自治体に対し、国に対して協議等を行うことを義務付けたり、施設整備の基準や各種計画の記載項目を枠付けたりしているもの。

2 当省関連の義務付け・枠付けについての主な内容

- 以下の8法律について、「勧告にそのまま又は一部応じたもの」は7法律、「勧告に応じられないもの」は1法律となった（別紙参照）。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律
- ② 森林法
- ③ 森林病虫害等防除法
- ④ 農業改良助長法
- ⑤ 農山漁村電気導入促進法
- ⑥ 林業労働力の確保の促進に関する法律
- ⑦ 漁港漁場整備法
- ⑧ 海岸法

3 今後のスケジュール

- 平成22年通常国会に、法律の改正により措置すべき事項を一括した法律案を内閣府より提出予定。

地方分権改革推進委員会第3次勧告における「義務付け・枠付けの見直し(地方要望分)」について

法律名	勧告内容	結果
(1) 農業振興地域の整備に関する法律 (第4条第5項)	①国が定める基本指針に基づき都道府県が策定する農用地面積の目標等の大臣への同意協議→存置 ②国が定める基本指針に基づき都道府県が策定する①以外の方針等(農業生産基盤の整備方針等)の大臣への協議→廃止	協議を廃止 (情報把握のため資料提供を措置) ※
農業振興地域の整備に関する法律 (第8条第4項)	③都道府県が定める基本方針に適合するよう市町村が策定する農用地区域の計画の都道府県への同意協議→同意を要しない協議 ④都道府県が定める基本方針に適合するよう市町村が策定する③以外の方針等(農業生産基盤の整備方針等)の都道府県への協議→廃止	協議を廃止 (情報把握のため資料提供を措置) ※
(2) 森林法 (第6条第5項)	①全国計画に即して都道府県が策定する森林の伐採・造林・間伐量等の計画の大臣への同意協議→同意を要しない協議 ②全国計画に即して都道府県が策定する①以外の伐採・造林・間伐の方法等の大臣への協議→廃止	森林の総量確保の観点から同意協議を存置 森林の総量確保の観点から協議を存置
(3) 森林病虫害等防除法 (第7条の3第3項) 森林病虫害等防除法 (第7条の5第2項)	①国が定める薬剤による防除実施基準に従って都道府県が策定する防除実施基準の大臣への協議→廃止 ②松くい虫被害等の拡大を防止するための都道府県による高度公益機能森林等の区域設定の大臣への同意協議→廃止	協議を廃止 (情報把握のため事後報告を措置) ※ 被害が県域を越えて広域に拡大するおそれがある場合は、同意協議を存置 ※
(4) 農業改良助長法 (第7条第7項)	国が定める運営指針を基本として都道府県が定める実施方針の大臣への協議→廃止	協議を廃止 ※
(5) 農山漁村電気導入促進法 (第2条第1項)	電気導入を行おうとする農山漁業団体の申請に基づき都道府県による計画策定の義務付け→廃止又は「できる」規定化 (都道府県計画は、国が策定する全国計画を経て、日本政策金融公庫による融資につながる)	策定義務付けを廃止し、「できる」規定化 ※
(6) 林業労働力の確保の促進に関する法律 (第4条第3項)	国が定める基本方針に即して都道府県が定める計画の農林水産・厚生労働大臣への協議→廃止(農水大臣)/事前報告・届出・通知(厚労大臣)	協議を廃止 (情報把握のため事前報告を措置) ※
(7) 港湾漁場整備法 (第6条第7項)	都道府県・市町村が指定する1種・2種漁港区域(都道府県の区域内)の大臣認可→事後報告・届出・通知	認可を廃止し、事後報告に ※
(8) 海岸法 (第27条第2項)	都道府県が海岸保全施設を新設・改良する際の大臣承認→同意を要する協議 (当該施設の新設等に対する国の財政負担が法定化されている。)	承認を廃止し、同意を要する協議に ※

地方自治法上、国は、都道府県の自治事務に対し、

①助言・勧告ができ、

②法律に違反している等の場合は、是正の要求を行うことができる。